



山形県公報

平成25年8月16日(金)
第2470号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……909
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……910
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……911
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 告 示

- 内水面における区画漁業の免許内容についての公聴会の開催……………同

#### 指 示

- 県内の河川、その支流及び小支流におけるあゆの採捕禁止……………912

### 公 告

- 山形県知事の自己署名証明書のフィンガープリント……………(情報企画課) ……913

## 告 示

### 山形県告示第743号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------|----------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト | 瑞穂の郷 デイサービスセンター西館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 通 所 介 護 | 平成25. 7. 29 |

### 山形県告示第744号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト  | 瑞穂の郷 デイサービスセンター西館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 介護予防通所介護 | 平成25. 7. 29 |

**山形県告示第745号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|--------------------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人立川厚生会        | 山水園指定訪問入浴介護事業所<br>東田川郡庄内町狩川字笠山433番地3 | 訪問入浴    | 平成25. 8. 1 |

**山形県告示第746号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|----------------------|--------------------------------------|----------|------------|
| 社会福祉法人立川厚生会          | 山水園指定訪問入浴介護事業所<br>東田川郡庄内町狩川字笠山433番地3 | 介護予防訪問入浴 | 平成25. 8. 1 |

**山形県告示第747号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大川堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）（旧事業名農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営大川堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）（旧事業名農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成25年8月20日から同年9月18日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第748号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営広野地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業）（旧事業名農地整備事業（経営体育成型）））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営広野地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業）（旧事業名農地整備事業（経営体育成型）））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 縦覧に供する期間  
平成25年8月20日から同年9月18日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第749号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有村総建第139号
- 指定の場所 東根市小林一丁目7681番8の一部、7681番11の一部
- 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長101.27メートル
- 指定年月日 平成25年8月5日

**内水面漁場管理委員会関係****告 示****山形県内水面漁場管理委員会告示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定により、内水面の区画漁業の免許内容等について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年8月16日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 伊 藤 健 雄

## 1 日時及び場所

| 区 分                  | 日 時                        | 場 所                         |
|----------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 村山地区、最上地区及び置賜地区に係るもの | 平成25年8月28日（水）<br>午後1時30分から | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁1002会議室 |

## 2 案 件

- 免許予定日 平成26年1月1日
- 申請期間 告示の日から平成25年10月31日まで

(3) 免許の内容たるべき事項及び地元地区

| 区分 | 免許の内容たるべき事項 |          |      |                                            | 地元地区        |
|----|-------------|----------|------|--------------------------------------------|-------------|
|    | 漁業の種類       | 漁業の名称    | 漁業時期 | 漁場の位置及び区域                                  |             |
| 1  | 第二種<br>区画漁業 | こい養殖業    | 周年   | 南陽市高梨工籍地籍12番ほか9筆<br>古峯原沼                   | 南陽市         |
| 2  | 同           | 同        | 同    | 東置賜郡川西町大字大舟字逆沢地内<br>逆沢堤                    | 東置賜郡<br>川西町 |
| 3  | 同           | じゅんさい養殖業 | 同    | 村山市大字富並字大谷地4845番地<br>じゅんさい沼                | 村山市         |
| 4  | 同           | こい養殖業    | 同    | 同 大字大楨地内<br>玉の木溜池                          | 同           |
| 5  | 同           | にじます養殖業  | 同    | 東根市大字羽入地内<br>小見川水源地及びその下流205メートルまでの<br>小見川 | 東根市         |
| 6  | 同           | こい養殖業    | 同    | 最上郡舟形町大字長者原地内<br>溜池                        | 最上郡<br>舟形町  |
| 7  | 同           | 同        | 同    | 東置賜郡高島町大字高安字清水前5番2<br>清水ヶ原溜井               | 東置賜郡<br>高島町 |
| 8  | 同           | 同        | 同    | 米沢市三沢字川筋参26127番1<br>片子温水溜池                 | 米沢市         |

(4) 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年8月16日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

次の各号の表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、あゆを採捕してはならない。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

(1) 最上川水系（最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において合流する支流及び小支流を除く。）

| 禁 止 区 域                                                                                                                                        | 禁 止 期 間                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 酒田市と最上郡戸沢村との境界及び同村と東田川郡庄内町との境界から、同町内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から下流左岸330メートル（CSNo.99）の地点と下流右岸670メートル（CSNo.97）の地点とを結んだ線までの最上川の区域並びに当該区域において合流する支流及び小支流 | 平成25年10月4日から<br>同月13日まで |
| 上記以外の区域（支流及び小支流を含む。）                                                                                                                           | 平成25年10月4日から<br>同月10日まで |

(2) 最上川水系及び荒川水系以外

| 禁 止 区 域         | 禁 止 期 間                 |
|-----------------|-------------------------|
| 全域（支流及び小支流を含む。） | 平成25年10月4日から<br>同月10日まで |

## 公 告

公的個人認証サービス山形県認証局が発行する自己署名証明書（以下「山形県知事の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントは、次のとおりである。

平成25年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日である山形県知事の自己署名証明書に関し、同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

| 自己署名証明書の<br>有効期間の開始日 | ハッシュ<br>関 数 | フィンガープリント                                                   |
|----------------------|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 平成20年9月20日           | SHA-1       | 65 78 4D 85 53 C1 23 A3 E9 19 46 E6 5F 11 3A 7A C0 C6 81 32 |
| 平成25年7月27日           | SHA-1       | C3 1F 41 2E 39 73 29 82 F5 C2 B7 FC 58 DC BC 4F AD 7B F0 CD |

（注） SHA-1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進法であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがある。

平成25年 8月16日印刷  
平成25年 8月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056